

# 官民競争・民間競争 入札制度(市場化テスト) の実施に関する方針

( 野辺山出張所業務の民間委託に係る  
民間競争入札の実施に関する方針 )

～ 競争の導入による

効果的・効率的な行政の実現 ～

平成 20 年 2 月 18 日

長野県南牧村

## 目 次

はじめに ..... P 3

第1章 官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）の概要 ..... P 4

- 1 官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）とは…
- 2 公共サービス改革法で規定する地方公共団体における市場化テスト
- 3 導入により期待される効果
  - (1) 行政サービスの改善
  - (2) 情報公開の推進
  - (3) 官民協働の促進
  - (4) 規制緩和の促進
  - (5) 職員の意識改革と事務改善

第2章 南牧村における導入の目的 ..... P 8

- 1 行政サービスの質の向上と経費の削減
- 2 新たな行政ニーズや重点施策への対応
- 3 官民協働の促進
- 4 職員の意識改革

第3章 基本原則 ..... P 9

- 1 行政サービスの質の確保の原則
- 2 公平性の原則
- 3 透明性の原則
- 4 行政の責任確保の原則

第4章 市場化テストの対象とする事業 ..... P 11

- 1 選定方法
  - (1) 選定の基本的な考え方
  - (2) 対象事業の選定
- 2 対象事業の見直し
- 3 当面对象とする行政サービス

第5章 市場化テスト導入までのフロー ..... P 16

第6章 透明性、中立性、公平性の確保 ..... P 20

## はじめに

日本経済は回復基調にあるものの、依然として地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、行政の徹底した効率化等により「簡素で効率的な自治体」を実現することは、喫緊の課題となっています。

他方、社会情勢の変化に伴い、安全・安心の確保や高齢者福祉・子育て支援などの充実をはじめ、公共サービスに対する住民のニーズは高度化・多様化してきています。

このように地方公共団体の経営資源が制約されるとともに、公共サービスに対する住民のニーズが変化しているという状況の中で、地方公共団体が、今後ともきちんと公共サービスを提供していくためには、民間にできることは民間に委ね、行政自らが担う役割を重点化するとともに、重点化された役割をしっかりと果たしていくことが必要です。

様々な検討の結果、平成 18 年、従来「官」がその大部分を担ってきた公共サービスの実施について、「官」と「民」が対等に競争し、質及び価格の両面で最も優れた者にそのサービスの実施を担わせる仕組みである「官民競争入札・民間競争入札」制度、いわゆる市場化テストの考え方を盛り込んだ「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が制定、施行されました。

南牧村では、住民の視点にたった身近で最良のサービスを提供することで、常に住民の満足度、信頼感を向上させていくことを目指します。

そのため、「官民競争入札・民間競争入札」制度の導入に向けて早急に取り組むこととします。

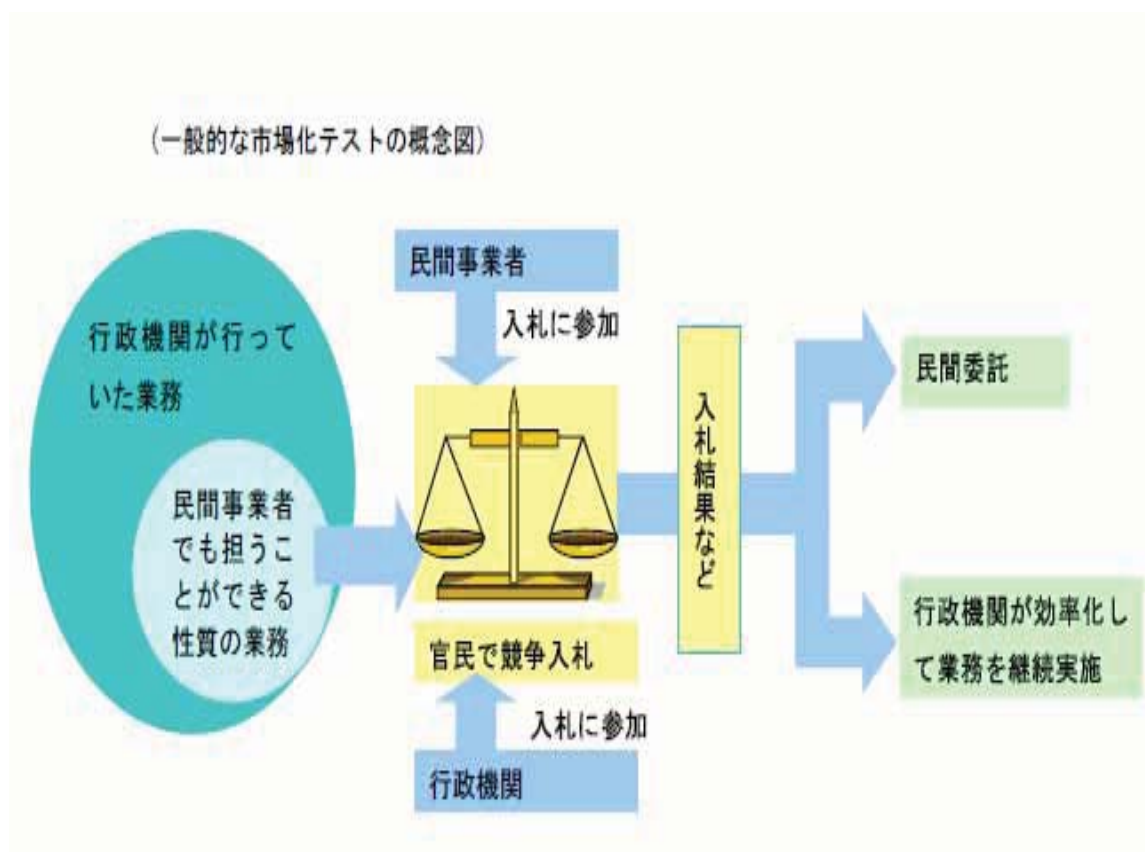
この実施方針は、南牧村が、「官民競争・民間競争入札制度」を導入するに当たっての基本的な考え方等を取りまとめたものです。

# 第1章 官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）の概要

## 1 官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）とは…

官民競争入札制度及び民間競争入札制度、いわゆる市場化テストとは、一般的に「従来は行政機関が行っていた業務について、官民双方による競争入札を実施する制度であり、競争原理を導入して、コスト削減やサービス向上を図るもの」とされています。

イギリスやアメリカでは、1980年代から導入され、その後、何度か改定が行われることで制度の浸透が図られてきました。日本においても、公共サービスの質の維持向上とコスト削減を目的として、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」が平成18年7月7日施行され、「官民競争入札」及び「民間競争入札」の仕組みが整備されました。



## 2 公共サービス改革法で規定する地方公共団体における市場化テスト

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方公共団体の業務について、特例を設けることにより、民間事業者でも行えるようにしています。平成19年3月現在、特例が適用される業務（特定公共サービス）は、住民票の写しの交付請求の受付及び引渡しなど、6業務（※）で、地方公共団体や民間事業者等の要望に基づき、この特定公共サービスを拡大していく予定となっています。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて官民競争入札・民間競争入札を実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置などの手続が規定されています。

（※）法令の特例が設けられた義務（＝特定公共サービス）

- ・ 戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ・ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ・ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ・ 外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 地方税法に基づく納税証明書

の交付請求の受付  
及び引渡し

### 3 導入により期待される効果

市場化テストの導入により、次の3つの効果が期待されます。

#### (1) 公共サービスの担い手の最適化

市場化テストの導入は、単に民間事業者の活用を意味するものではなく、村民・企業・行政等、地域社会を形成する多様な主体のうち、質・価格の両面において最も優れたものがその公共サービスを担っていくことを目的とするものです。

従って、多様な主体間での役割分担を行い、「担い手の最適化」を行うためのツールとして導入するものです。

#### (2) 公共サービスの質の向上

市場化テストの導入は、行政が直接実施し責任を果たすべき分野を明確にすることで、限られた資源を何処に投入するかを選択し、集中を図ることにより、行政サービスの維持向上を図ることを前提としています。

その上で、必ずしも行政（公務員）自らが直接実施する必要のない事務事業については、民間と行政との間で競争を行うことで、コストとサービスの質をより改善することを目的としています。

#### (3) 職員の意識改革

市場化テストの導入は、「行政」の世界への競争原理等により、職員にと

って具体的な競争相手が現れたことを意味します。職員は、競争の中でコスト意識と経営感覚を持つと同時に、行政の役割とサービス水準を村民に対して提示し、約束していくことが求められることとなります。

こうした過程を通じて、職員の意識改革（経営感覚の醸成）を図ることと  
しています。



## 第2章 南牧村における導入の目的

### 1 行政サービスの質の向上と経費の削減

市場化テストの導入は、村が実施してきた行政サービスに適切な競争原理を働かせることにより、行政サービスの質の向上と経費の削減を図ります。

### 2 新たな行政ニーズや重点施策への対応

効率化（事務事業の廃止・見直し、民間委託など）を進めることで、経営資源を有効配分し、新たな行政サービスや重点施策に対応します。

### 3 官民協働の促進

民間事業者について、行政サービスを担うパートナーとして位置付け、役割や責任分担を明確にするとともに、村と民間事業者が協力できる体制を構築することで、官民協働を促進します。

### 4 職員の意識改革（経営感覚の醸成）

職員にとって民間事業者という具体的な競争相手が現れたことを意味し、制度導入を機会に、職員の意識改革（経営感覚の醸成）を進めます。

## 第3章 基本原則

### 1 行政サービスの質の確保の原則

自立への道を選択した南牧村では、人員や財源などの経営資源を最大限効果的・効率的に活用することにより、引き続き質の高い行政サービスを提供していきます。

市場化テストの導入においても単に価格のみを評価するのではなく、実施体制や従事者に対する研修、安全管理や緊急時の対応などの質についても評価することにより、村と民間事業者のいずれかが担い手となっても、行政サービスの質を確保します。

### 2 公平性の原則

村と民間事業者で競争入札を実施する上では、適切な競争環境を整備することが重要です。

情報量・機会・評価などの公平性が確保されなければならないため、村が保有する業務情報は、広く開示することとします。

### 3 透明性の原則

行政の透明性及び村民への説明責任を果たすため、対象事業の選定、競争入札の実施など、それぞれの過程において、積極的に資料や情報を公表することとします。

## 4 行政の責任確保の原則

競争入札の結果により、行政サービスの担い手が民間事業者になった場合でも、行政サービスの最終的な責任は、村にあります。

そのため、民間事業者が実施する行政サービスの状況や、個人情報の取扱いなどについて、契約書に規定し、それを遵守させるとともに、適切な指導や監督を行い、必要において改善等を指示することとします。

## 第4章 市場化テストの対象とする事業

### 1 選定方法

#### (1) 選定の基本的な考え方

市場化テストの対象事業の選定については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条に規定されている地方公共団体の業務(いわゆる窓口6業務)に限定することなく、次の業務(村職員が直接担うべき業務)を除くあらゆる事業について、その可能性を検討することとします。

##### ① 基幹的意思決定業務

重要な計画・指針などの策定、条例・規則等の制定、予算調製により、政策、施策の選択や、それらの施策をいつ、どの規模の予算・人員を投入して実施するかなどの、基本的な行政としての意思決定を指します。

ただし、基幹的意思決定における補助業務(調査等)については市場化テストの対象となります。

##### ② 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる業務

直接相手方の抵抗を排してまで実力を行使することができる、又は、制限等される権利が重大なものであり、かつ、制限等を受ける者の範囲が広いものを指します。(徴収業務に係る強制執行、美しいむらづくり条例に規定される撤去命令など)

- ③ 災害等の重大な危機管理事象に直結し、直接南牧村の責任において実施することが必要な業務

住民の生命・身体・財産への危機管理事象に対して、その保護活動に実際に従事することを専らの目的とし、全体の奉仕者としての活動が求められる業務を指します。

- ④ その性質上、南牧村が自らの名において行わなければ成立しない業務  
具体的には、南牧村の名義が必要なものを指します。(表彰、後援等)

- ⑤ 民間委託に係る業務の指導・監督業務

民間委託事業の執行を最終的に指導・監督する業務は、実施された行政サービスの結果に対する責任を担保するため、原則として村職員が自ら行う必要があります。

## (2) 対象事業の選定

### ① 対象事業の規模・範囲

対象とする事業の規模(範囲)については、概ねグループ編成ができる規模とします。業務のまとまり等を考慮し、最も高い効果を得られる範囲を対象とします。

なお、事業規模があまりにも小さい業務(一人程度で行うことができるもの)は、運用上の問題や、費用対効果の観点から、市場化テストの対象とせず、通常の業務委託等を検討するものとします。

## ② 選定の手順

次の手順により、対象事業を選定します。

- ア 役場内における対象候補事業の選定
- イ 対象候補事業に関する情報の提供
- ウ 対象候補事業について、民間事業者がその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、当該民間事業者からの意見聴取
- エ 民間事業者からの意見を踏まえた対象候補事業に係る再検討
- オ 対象事業の決定

## ③ 対象事業を検討する際の観点

対象事業については、次の観点により検討を行います。

- ア 民間実施の可能性があること
  - ・ 安定性の面から、事業継続が保障されるよう、経営基盤が安定的な民間事業者が存在するなど、担い手が確保されること。
- イ 効率的・効果的であること
  - ・ 新たに発生する業務（入札・契約締結等の手続き、今後の指導・監督等）を含めてもコスト減となること。
  - ・ 責任の所在が明確であること。
  - ・ 指揮・命令系統が明確であること。

## 2 対象事業の見直し

対象事業については、事業実施期間を経たのちに、引き続き民間が担うこと

が適当か、官が担うことが適当かを評価し、検討することとします。

対象事業以外の事業についても、3年に一度、全庁的な見直しを行うものとします。その際には、住民、民間事業者の意見を広く募集するものとします。

### 3 当面对象とする行政サービス

村では、市場化テストの導入を早急に進めるため、当面、野辺山出張所において行われるサービスを対象とします。具体的には、次のとおりです。

#### (1) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条に規定された特定公共サービス

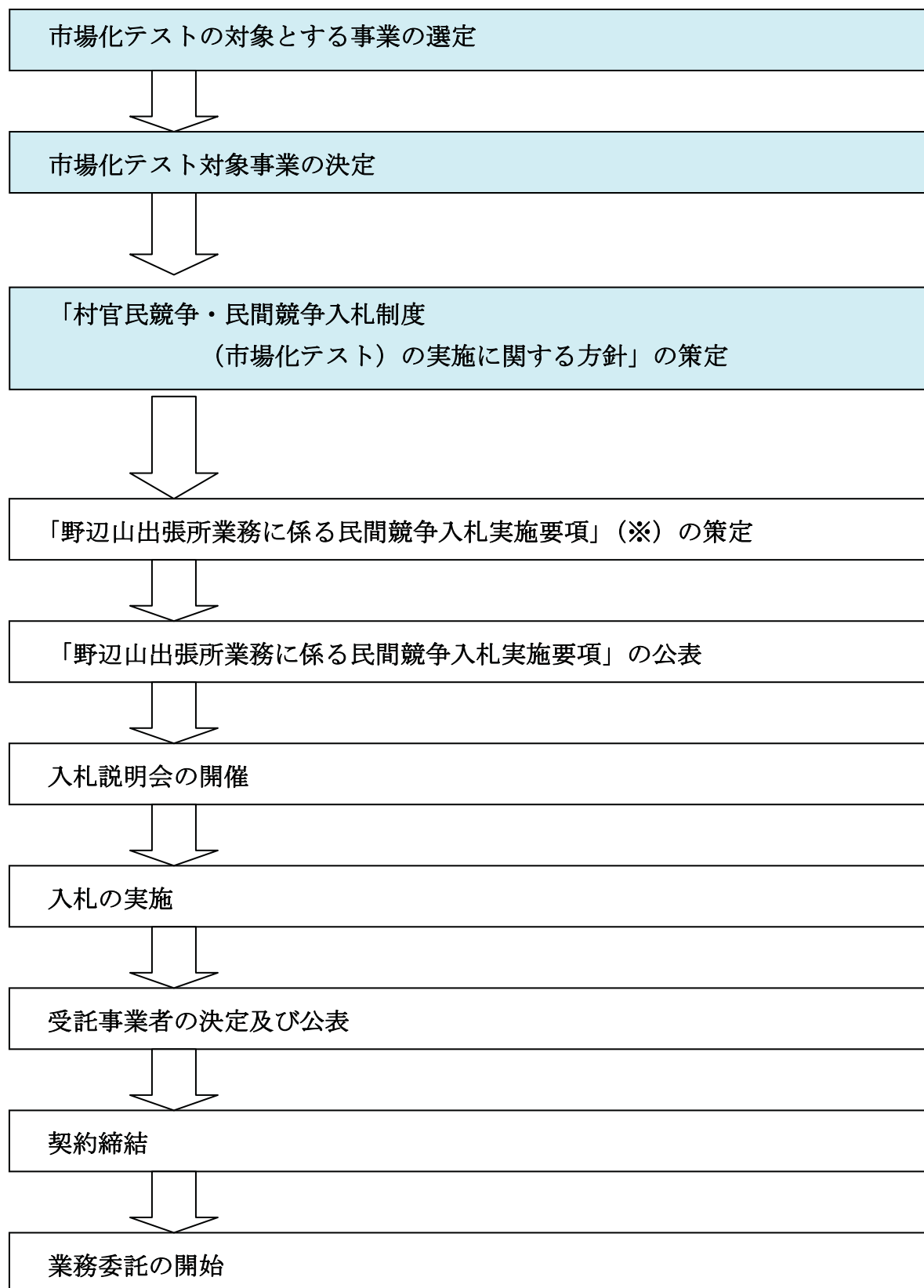
- ① 戸籍法第10条第1項の規定に基づく戸籍謄本・抄本・記載事項証明書、又は同法第12条の2第1項の規定に基づく除籍の謄本・抄本・記載事項証明書の交付に係る請求の受付、引渡し
- ② 住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付に係る請求の受付、引渡し
- ③ 住民基本台帳法第12条第1項の規定に基づく住民票の写し、記載事項証明書の交付に係る請求の受付、引渡し
- ④ 外国人登録法第4条の3第2項の規定に基づく登録原票の写し、記載事項証明書の交付に係る請求の受付、引渡し
- ⑤ 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に係る請求の受付、引渡し
- ⑥ 地方税法第20条の10の規定に基づく証明書のうち、納税証明書、課税・非課税証明書の交付に係る請求の受付、引渡し

## (2) 上記以外の公共サービス

- ⑦ 所得証明書の交付に係る請求の受付、引渡し
- ⑧ 福祉医療費の支給申請書の受付
- ⑨ 高額療養費の支給申請書の受付
- ⑩ 人間ドック・肺がん検診・脳ドック検診、PET検診の補助金申請書の  
受付
- ⑪ チャイルドシート補助金申請書の受付
- ⑫ 児童手当現況届の受付
- ⑬ 農業者年金現況届の受付
- ⑭ 村営住宅入居者収入申告書の受付
- ⑮ 図書館の貸し出し本返却の受付
- ⑯ 住民福祉の向上に寄与することを目的として村長が特に認めた事項



## 第5章 市場化テスト導入までのフロー



## (※) 官民競争・民間競争入札実施要項

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下「法」)の第16条及び第18条において、「市町村長は、実施方針において官民競争入札・民間競争入札の対象として選定された特定公共サービスごとに、遅滞なく、官民競争入札・民間競争入札実施要項を定めるもの」と規定されています。

その内容は、次のとおりです。

官民競争入札実施要項	民間競争入札実施要項
1 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項	1 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
2 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項	2 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
3 法第10条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	3 法第10条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
4 官民競争入札に参加する者の募集に関する事項	4 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
5 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	5 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
6 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参	

<p>加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項</p> <p>7 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</p> <p>8 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法第 238 条第 1 項に規定する公有財産をいう。）に関する事項</p> <p>9 地方公共団体の職員のうち、公共サービス実施民間事業者に使用される者であって当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに係る業務に従事する者となることを希望する者に関する事項</p> <p>10 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p>11 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために法第 23</p>	<p>6 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</p> <p>7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項</p> <p>8 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p>9 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために法第 23</p>
--	--

<p>条において準用する法第 20 条第 1 項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項</p> <p>12 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し法第 23 条において準用する法第 20 条第 1 項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により地方公共団体が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項</p> <p>13 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p>	<p>条において準用する法第 20 条第 1 項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項</p> <p>10 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し法第 23 条において準用する法第 20 条第 1 項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項</p> <p>11 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p>
---	---

## 第6章 透明性、中立性、公平性の確保

官民競争入札・民間競争入札の導入による公共サービスの改革の過程について、その透明性、中立性、公平性を確保するという観点から、公共サービスについて優れた識見を有する者で構成される審議会を条例により設置します。

審議会の具体的な所掌事務は次のとおりです。

- ① 実施方針で選定した対象事業について村が策定する実施要項について、これを審議し、承認すること。実施要項を変更する場合にも審議し、承認すること。
- ② 官民競争入札を実施した場合、公共サービスを実施する者を決定するための基準に従って村が行った評価について、これを審議し、承認すること。
- ③ 村と民間事業者との間で締結した契約について、その内容を変更しようとする場合に、これを審議し、承認すること。
- ④ 村が民間事業者との間で締結した契約を解除しようとするとき、その措置について審議し、承認すること。

(以上)